

令和7年度 タイにおける観光営業代行業務委託企画提案仕様書

1 件名

令和7年度 タイにおける観光営業代行業務委託

2 委託期間

- (1) 契約締結の日から令和9年2月28日まで。
- (2) 下記「4 委託内容」の業務は、契約日から令和8年3月13日までに完了すること。

3 事業の目的

人員面、経費面あるいは海外旅行会社とのコネクションが無い場合、保有する観光コンテンツの海外営業が困難な、福井県内の観光事業者（以下、「県内事業者」という。）に代わり、タイにおいて県内事業者の観光コンテンツを使い旅行商品を造成する現地旅行会社を探し、本県への旅行商品の造成・販売につなげる。

4 委託内容

- (1) タイからの訪日旅行客に好まれそうな観光コンテンツを選び、県内事業者に対しインバウンド客の受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、営業代行の対象とすることの了解を得ること。
- (2) 営業時には県から提供される県内観光素材のタリフを使用し、積極的に県内観光コンテンツを売り込むこと。
- (3) 上記(1)で選定した観光コンテンツを営業地域で営業するために必要なツール（セールスシートやウェブページ等）を作成すること。
- (4) 上記(1)で選定した観光コンテンツを繋げ、福井県内の宿泊を含むモデルプランを作成すること。
- (5) 上記(2)～(4)を用いて、タイの旅行会社に営業を行い、旅行商品の造成および発売を目指すこと。なお、営業を行う旅行会社の選定は受託事業者の責任において行うこと。
- (6) 営業先の旅行会社から観光コンテンツについて問い合わせがあった場合に対応を行うこと。
- (7) 営業先の福井県への旅行商品の造成状況や送客実績等を調査し、県に報告すること。
- (8) 毎月10日までに、前月の活動状況、営業先から福井県への送客見込みや催行状況、観光コンテンツに対する評価などの情報をとりまとめ、月例報告書として提出すること。
- (9) 契約期間中、1回から2回、県職員が現地を訪問し、営業活動に同行する可能性がある。この場合、営業の日時を委託費の範囲内で調整すること。なお、

移動はタクシー等を利用することとし、専用車の手配は不要である。

- (10) 上記(1)～(9)の業務について、令和8年3月24日までに、事業実施報告書を提出すること。事業実施報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、事業実施報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合は、次年度にその結果について報告を求める。
- (11) その他、県が必要とする事項を事業実施報告書に記載すること。
- (12) 令和8年度の送客実績に応じて成功報酬を設定する。成功報酬の算定に使用する送客人数の把握方法の提案をすること。
送客人数とは営業を行った現地旅行会社を通して令和8年度に福井県に送客した人数(人泊)が令和7年度実績からどれだけ増加したかという人数のことである。

5 目標値

- (1) 最低限、1月あたり6社以上の旅行会社に対し営業を行うこと。年度営業目標件数は66件以上
- (2) 送客目標は909人泊とする。

6 成功報酬

- (1) 受託者が成功報酬の支払いを希望する場合、県は、営業を行った海外の旅行会社が福井県に送客した人数に基づき成功報酬を算定し支払を行う。
- (2) 対象となるのは、本契約に基づき受託者が契約日から令和8年3月13日の期間に営業を行った海外旅行会社の旅行商品による送客で、令和8年4月1日から令和9年2月28日の算定期間内に福井県に宿泊した人数に基づき算定し、算定期間終了後に支払いを行う。
- (3) 成功報酬は1人泊あたり550円(税込)とし、909人泊を上限とする。例えば同一人物が県内で2泊した場合、成功報酬は2人泊として計算する。
- (4) 算定期間内に本県に送客を行った旅行会社が、契約日以前に本県への旅行商品を有し送客の実績がある場合、令和7年度の送客数を上回る人数のみ成功報酬として算入する。
- (5) 成功報酬の支払いを受ける場合、受託者は送客実績報告書に、送客数を証明する書類として、旅行会社名、ツアーコード、ツアー催行日、宿泊施設、宿泊日、人数を記載したリスト、ツアーの旅程表と、営業を行った海外旅行会社の令和7年度における送客がわかる書類を添付し、提出すること。
また、送客した旅行会社に確認を行うため、旅行会社の担当者の連絡先を県に伝えること。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、上記「4 委託内容」に係る金額については県の令和7年会計年度中、上記「6 成功報酬」に係る金額は県の令和8年会計年度中に支払う。
- (2) 委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

8 その他留意すること

- (1) 事業の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 上記4（3）に基づき作成するセールスシート等、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。